

## 原子力科学研究所の敷地変更に伴う原子炉設置変更許可申請について

令和元年12月19日

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安全管理部

### 1. 変更の概要

原子力科学研究所の隣接事業所である日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）の東海第二発電所は、平成30年9月26日付けをもって同発電所の新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受けた。原電は同許可において緊急時対策所等を高台に設置する方針としており、原子力機構は「日本原子力発電（株）による原科研敷地の利用に係る覚書」に基づき、用地として原子力科学研究所の敷地の一部を貸与することとした。

貸与する敷地（約10万m<sup>2</sup>）は、原子力科学研究所の原子炉設置（変更）許可申請書（以下「炉設置許可申請書」という。）において当研究所敷地の一部となっているため貸与により、当研究所の敷地面積が減少し、当研究所と東海第二発電所との敷地境界及び周辺監視区域境界が従来よりも当研究所側へ移ることとなる。（添付資料－1参照）

### 2. 申請のスケジュールについて

7月23日の行政相談において、敷地変更に係る原子炉設置変更許可申請のスケジュールについて相談させて頂き、10月以降に予定していたTCAの燃料移管に係るTCA施設及びSTACY施設の設置変更許可申請と合わせて申請する方針で了解頂いた。

その後、試験研究炉等の許認可審査を円滑に進めていただくため、本件を含むJAEA施設の審査優先順位について再度検討した。

一方、原子力機構は、平成30年12月3日付けで原電と借地権の設定契約を締結し、当該敷地を原電の建物建設を目的として賃貸している。このため、当該敷地を原科研の敷地から除く設置変更許可を速やかに取得し、東海第二発電所の新規制基準適合のための工事工程に与える影響を押しやる必要がある。

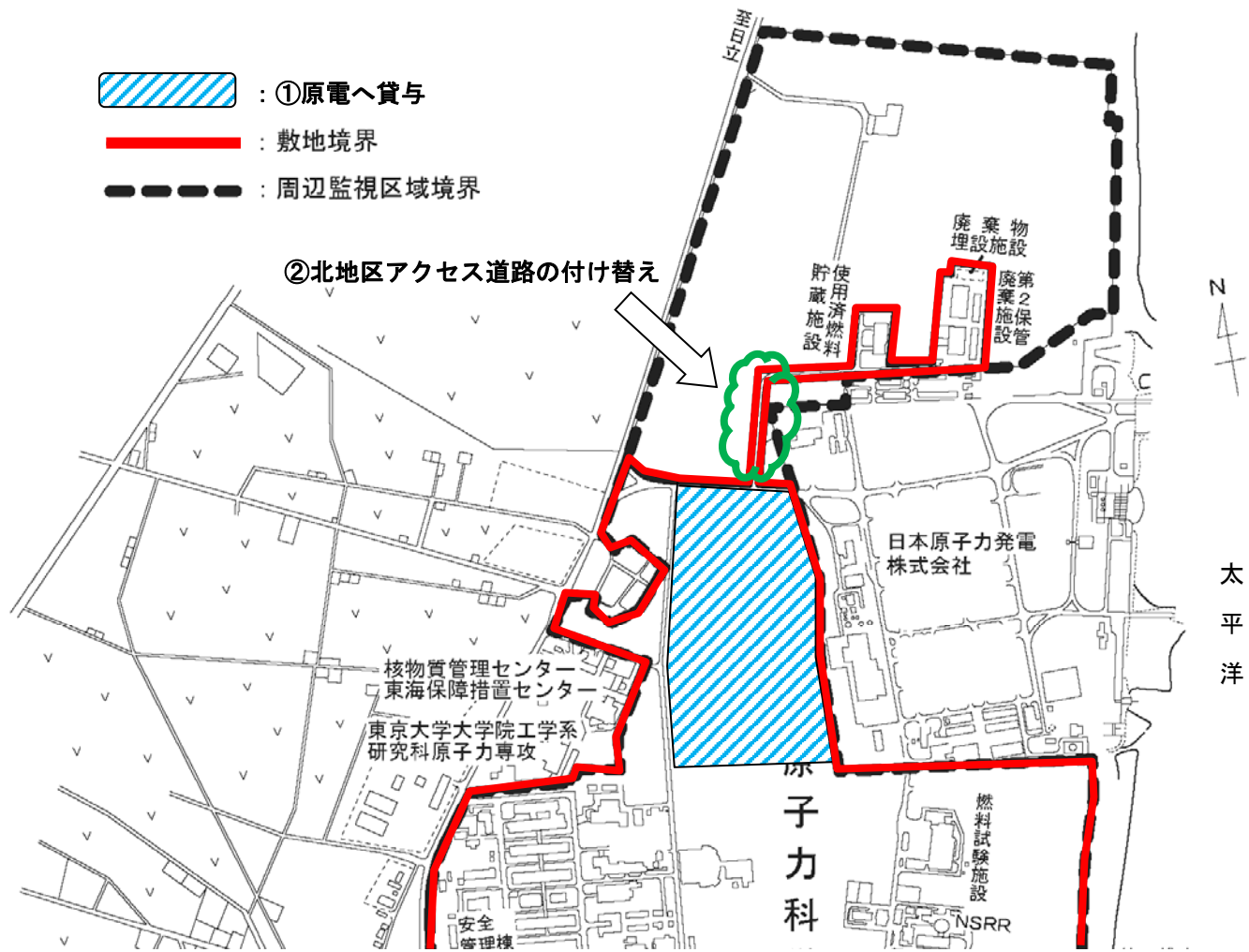
これらを鑑み、本件について単独での変更許可申請の可能性について相談させて頂きたい。

### 3. 貸与する敷地に設置される施設等

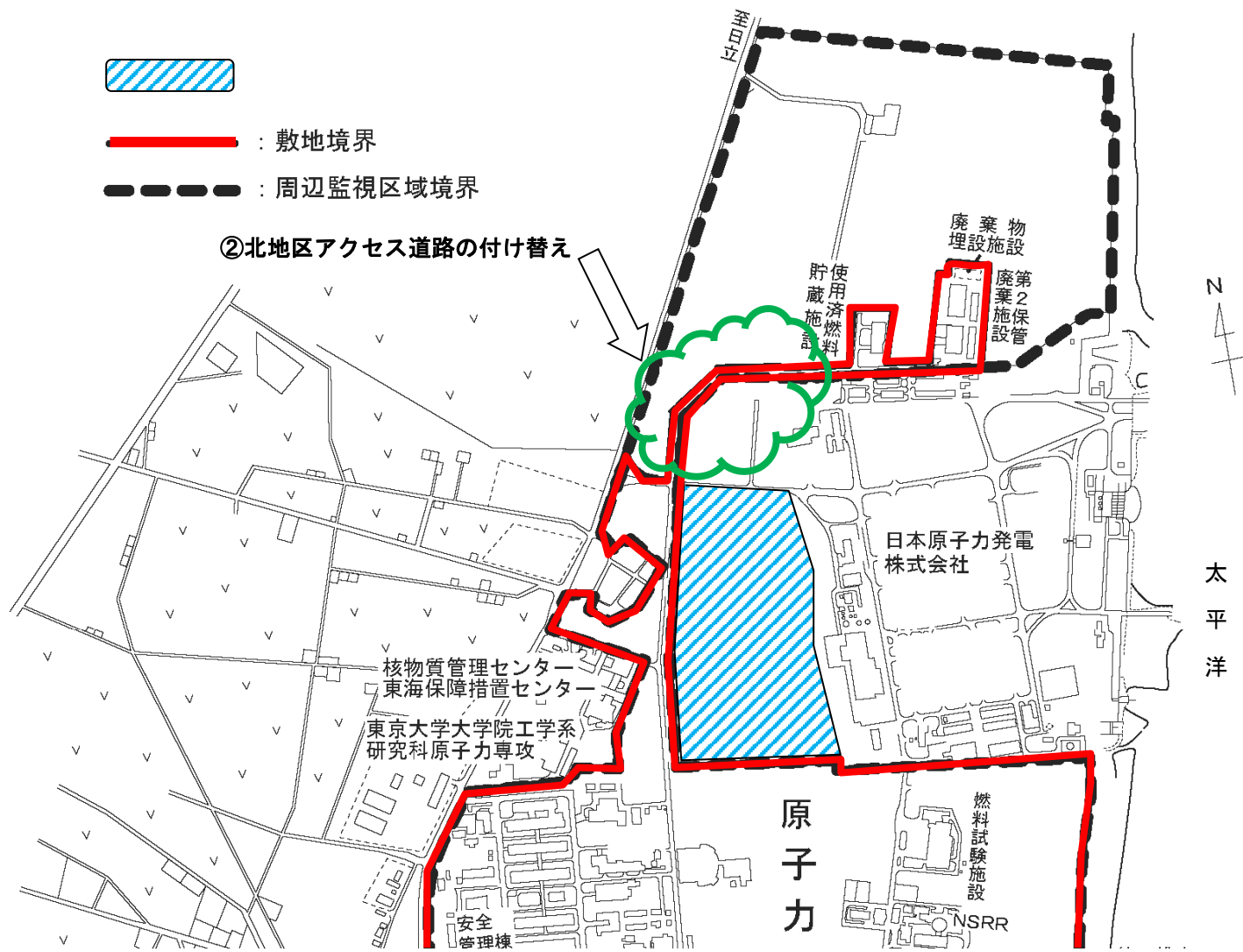
原電の設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書によると、貸与する敷地には、可搬型重大事故等対処設備保管場所、緊急時対策所建屋、可搬型設備用軽油タンク、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク等が設置されることとなっている。

### 4. 添付資料

添付資料－1 敷地変更予定箇所



添付資料－1 敷地変更予定箇所（変更前）



添付資料-1 敷地変更予定箇所(変更後)